

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

年金保険料の収納業務を民間委託にしています

▼保険料を納め忘れの方へ

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問などによる「納付」や「免除等の申請手続き」のご案内をしています。北見年金事務所では、この案内業務を下記の民間事業者に委託していますのでご承知ください。

委託事業者 (株)アイヴィジット
問い合わせ先 ☎ 0120 - 185 - 056

なお、業務を委託しても国民年金保険料の収納事業の実施主体は、日本年金機構であり、同機構が責任をもって運営していることに変わりはありません。

▼振り込め詐欺にご注意を！

◎業務を委託しても保険料の納付方法は、日本年金機構が発行した納付書で金融機関かコンビニで納めていただきます。

口座を指定し、ATMなどから振込をお願いすることはありません。

◎委託業者が個別訪問する場合、写真入りの個別訪問員証明書(身分証)を提示いたします。また、日本年金機構が事前にお送りしている納付書で訪問員に保険料をお支払い頂く事もできます。

自動車点検整備推進運動実施中

<強化月間>
平成28年9・10月の2か月間

『点検・整備ではじめよう安心クルマ生活』

～安全確保と環境保全にはクルマの点検整備が必要です～



北海道運輸局北見運輸支局
http://www.tenken-seibi.com

コミュニティテントを新たに購入しました

自治会連合会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、コミュニティテント13張を新たに整備しました。この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、町内自治会を始めとした地域の行事イベントに使用することで、コミュニティ活動の一層の発展に寄与することが期待されます。

コミュニティテントは、自治会活動など地域行事や団体のレクリエーションに貸出をしています。ぜひご利用ください。

問い合わせ先 自治会連合会事務局(役員住民企画課住民環境グループ) ☎76-2151(内線216)



里親になりませんか！

『里親』とは、様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、愛情とまごころをこめて養育してくださる方をいいます。

北見児童相談所では、「虐待」「傷病」「離婚」など様々な理由により家庭で生活できない子どもの相談があとを絶ちません。現在、オホーツク管内には約60組の里親さんがおり、約40名の子どもたちが里親家庭で生活しています。

里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方もいるようですが、特別な資格などは必要ではなく、実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。

里親には次の4つの種類があり、「養子縁組をしたい」「祖父母が孫を育てている」など事情に応じた区分もあります。

養育里親 保護者が引き取れるまで、又は児童が自立して社会に出るまでの間養育する里親。委託期間は、数年から十数年の場合もありますが、数日、数週間、数ヶ月の短期間だけお願いすることもあります。

専門里親 一定要件を満たした養育里親等が研修を受講して登録し、被虐待児・非行児・障がい児を養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組を前提とする里親です。

親族里親 両親の死亡・行方不明等、特別な事情で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹が里親として養育するものです。

オホーツク管内では、子どもの年齢や里親との相性なども考慮して委託先を決めるため、管内各地に里親が増えていくことが望まれます。是非、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親を希望される方、里親制度についてももう少し知りたい方、また町内会やサークル活動のお仲間で里親制度のことを聞いてみたいという場合も、担当者がお伺いしてお話させていただくことも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先 北見児童相談所 ☎ 0157 - 24 - 3498

《自賠責保険・自賠責共済のご案内》 知らなかったでは済まされない！ まさかのための「自賠責」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成27年の事故発生件数は約54万件、死傷者数は約67万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

津別峠展望施設冬期閉館

(道道588号冬期通行止め)

●津別峠展望施設が冬期閉館となります。

これに伴い、津別町ホームページにあります「津別峠ライブカメラ」も画像の更新が休止となります。

閉館期間 11月1日(火)から
平成29年5月下旬まで

問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ
☎ 76 - 2151 (内線 258)

※津別峠に通じる道道588号(屈斜路津別線)は、11月7日(月)から平成29年5月下旬まで冬期通行止めとなります(天候・路面状況により変更の場合あり)。
問い合わせ先 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課 ☎ 0152 - 41 - 0742

消費生活展を開催します

「食品ロスをなくそう わが家の工夫!!」をテーマに、生活に役立つイベントを行います。生活情報を多くの方に知ってもらい、日々の暮らしに役立つ情報が盛りだくさん。

日時 10月22日(土)～23日(日) 午前10時～午後3時
場所 美幌消費者協会 地域振興センター内
(美幌町栄町4丁目4-1)

問い合わせ先 美幌消費者協会 ☎ 72 - 0366

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 平成29年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助の申請書類

- 補助金等交付申請書
- 誓約書兼同意書
- 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- ペレットストーブ設置位置図及び平面図
- ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

その他

- 設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
- 町による現地確認調査を実施します。
- 補助金の交付は、現地調査後となります。

※その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政・再生可能エネルギー推進グループ ☎ 76 - 2151 (内線 318)